

「元塔南高等学校第2グラウンド敷地に係る土壌汚染調査業務(地歴・表層調査)」
共通仕様書

1 委託業務の名称

元塔南高等学校第2グラウンド敷地に係る土壌汚染調査業務(地歴・表層調査)

2 委託業務の目的

元塔南高等学校第2グラウンド敷地において、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に定める調査方法に準じて、調査対象地の土壌汚染のおそれの把握(地歴調査)を行い、これに並行して土壌調査を行い、汚染の状況について調査を行うものである。

なお本調査は自主的な調査として実施するが、今後、本敷地の活用に際して土壌汚染対策法第4条1項等の規定に基づく申請の根拠資料として報告することを目的とする。

3 調査対象範囲概要(位置図参照)

所在地:京都市南区吉祥院池田南町1番1

敷地面積:9,077㎡(公簿面積)

4 実施所属

京都市教育委員会事務局 教育環境整備室

5 履行期間

契約の日の翌日から令和8年10月30日(金)まで

6 実施業務の内容

別紙「特記仕様書(地歴調査)」及び「特記仕様書(表層調査)」のとおり

7 遵守する必要関係法令等

- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 土壌汚染対策法施行令
- ・ 土壌汚染対策法施行規則
- ・ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)

8 調査実施者

本調査は、土壌汚染対策法に定める指定調査機関が実施するものとする。本調査を行うにあたり、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

なお、管理技術者及び照査技術者の条件は、土壌汚染調査技術管理者の資格を有する者であること。

9 業務の進め方

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、教育環境整備室と協議し、調整のうえ、業務工程表を作成し、提出する。また、現地での作業日についても同課と協議のうえ、決定すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、本業務に起因する騒音、振動、粉塵等で近隣に迷惑をかけないように実施方法、実施時間及び安全対策等に十分注意すること。また、必要に応じて、関係機関と十分に協議を行いその指示により業務を進めること。
- (3) 本業務に伴う作業に当たり、施設への影響が生じた場合や事故等が発生した場合には、速やかに教育環境整備室へ報告し、必要な措置等を講じること。また、施設の損傷等がある場合には、教育環境整備室の了解のうえ復旧させること。
- (4) 二次汚染が生じないように適切に現場管理を行い業務遂行する。
- (5) 現場作業に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明などを求められた場合には、教育環境整備室の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努め、説明等の内容を随時、教育環境整備室に書面により報告し、指示があればそれに従うこと。

10 打合せ等

打合せ協議は、教育環境整備室と密接に連携すること。また、打合せは以下に示す段階で実施するほか、土壌調査計画策定に係る環境政策局環境企画部環境保全創造課との必要に応じた協議、本市から要請がある場合に実施するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間
- (3) 成果品納入時

協議後は、協議内容を取りまとめた協議記録を作成し(電話連絡等を含む)、その都度両者書面により確認のうえ、それぞれ一部以上保持すること。

11 資料の貸与

調査対象範囲における登記簿謄本は教育環境整備室から貸与する。

建物図面等については、本市にて保管が確認されるものを必要に応じて貸与することができる。受託者は貸与を受けた資料について、亡失・破損等のないよう十分注意して取り扱うとともに、調査業務完了後は、速やかに返還するものとする。

12 手続書類の提出

業務の進捗に応じ、以下の書類を提出すること。

- (1) 着手時
 - ・ 業務工程表
 - ・ 資格者届等及び経歴書
 - ・ 見積内訳書・単価内訳書(全国標準積算資料(土地調査・地質調査)(最新版)に基づき、作成すること。)

(2) 完了時

- ・ 成果品納入届
- ・ 完了届

13 契約変更

次の各号に掲げる場合において、契約上限金額の範囲内において、業務委託契約の変更を行うものとする。

(1) 委託料の変更が生じる場合

(例：地歴調査報告書を基に表層調査を行うべき場所と密度が特定されることによる当初の見積書からの変更、調査が必要な物質が増減する場合、新たな汚染のおそれが判明して調査が必要となった場合等)

(2) 履行期間の変更が生じる場合

(3) 本市と協議し、業務施行上必要と認められる場合

14 成果品

成果品は、各特記仕様書において作成し、業務完了時に教育環境整備室に提出し、確認を受けるものとする。

なお、受託者は、業務完了後といえども、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、指定する期日までに、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

15 秘密の保持

受託者は、本調査業務上知り得た事柄について、第三者に漏らしてはならない。
また、本調査業務の成果物を他に利用したり、第三者に提供してはならない。

16 損害による責任

本調査業務中に事故が発生した場合、受託者は速やかに教育環境整備室に報告しなければならない。

また、本調査業務中に発生した事故による損害は、全て受託者の責任により適切に処理するものとする。

17 その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた際には、別途協議のうえ行うものとする。

特記仕様書(地歴調査)

1 業務委託対象範囲

業務委託対象範囲は、調査対象範囲において土壤汚染対策法に基づき、土地の利用履歴調査を行う。

2 土地利用履歴調査

調査対象範囲における土壤汚染状況について、次の土地の利用履歴等の資料、現地及び聴取調査で把握した情報により、試料採取等物質毎に、土壤汚染のおそれの区分の分類を行い、報告書を取りまとめる。

なお、調査は土壤汚染調査技術管理者等の土壤汚染に関する知識を有する者が行うこと。

(1) 資料調査

調査対象範囲において、過去にわたる工場・事業所の存在、埋設廃棄物の有無等の利用の履歴について、以下のような公的な環境関連情報や土地利用の履歴に関する情報収集を行い、対象地及び周辺環境についても資料を収集整理する。

ア 一般公表資料

登記簿謄本、地形図、航空写真、住宅地図、工事記録

イ 公的届出資料及び私的資料

特定有害物質の使用状況について、以下の資料を整理

- ・ 水質汚濁防止法に係る届出書類
- ・ 下水道法に係る届出書類
- ・ 有害物質使用特定施設の使用状況等に関する資料
- ・ その他法令（ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する法令、P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）、毒物及び劇物取締法、消防法等）に係る届出書類

(2) 聴取調査

土壤汚染のおそれを推定するに当たり有効な情報を把握するため上述の資料調査にて不明確な部分等を補完するため、当該施設の状況等について聴取調査を実施する。

※令和3年度に本調査地において過去に操業していた化学工場に対し聴取調査を行っており、当該調査結果資料を提供する。

(3) 現地確認調査

土壤汚染のおそれを推定するに当たり有効な情報を把握するため、既存資料調査、聴取調査で収集・作成した内容を基に現地調査により、調査範囲、対象地の現状及び周辺環境の確認を行う。

3 成果品

成果品の著作権は全て発注者に属するものとし、発注者の承諾を受けないで使用、貸与または公表してはならない。

なお、成果品として以下のものを報告書としてA4版にまとめ、3部提出すること。
(教育環境整備室と調整すること)

- ・ 土地の利用履歴等調査結果報告書
- ・ 地歴調査チェックリスト（土壌汚染状況調査結果報告書用）
- ・ 現場状況写真等

特記仕様書(表層調査)

1 土壤汚染状況調査(表層調査)

(1) 土壤汚染のおそれの区分の分類

地歴調査報告書等を基に、人為等に由来する汚染のおそれがある土地については、調査対象地を土壤汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次の三つの区分に分類する。

- ① 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- ② 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ③ 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

なお、他の汚染のおそれの区分がある場合には、その方法に従い調査結果の評価まで行う。

(2) 試料採取等を行う区画の選定

調査対象地の土壤汚染の状況を適切に把握するために、試料採取等を行う区画が恣意的に選定されないよう起点、単位区画及び30m格子を設定する。

また、土壤汚染のおそれの区分の分類において分類した土壤汚染のおそれの区分に、単位区画及び30m格子の区分にて設定した単位区画を重ね合わせ、各単位区画に含まれる土地の土壤汚染のおそれの区分に基づいて全部対象区画、一部対象区画及び対象外区画に分類し、試料採取等対象物質毎に試料採取を行う区画を設定する。

なお、区画の設定に当たっては、汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報を反映する。

(3) 調査箇所及び対象となる特定有害物質

調査項目及び数量は、別表1のとおりとする。

なお、調査対象有害物質は別表2のとおりとするが、関係機関との協議により、調査が必要な物質が増減する場合には契約変更の対象とする。

また、本調査の業務進捗中に新たな汚染のおそれが判明して調査が必要となった項目については契約変更の対象とする。

なお、水銀及びその化合物(土壤溶出量試験)が0.0005mg/Lの値を検出した土壤については、住宅管理課に報告のうえ、契約変更の対象とし、アルキル水銀の分析を行うものとする。

(4) 調査計画の作成

(1)から(3)の結果を基に、試料採取等対象物質及び調査対象地内の汚染のおそれの区分の分類に基づき調査内容及び地点位置、採取数を選定する。

試料採取の着手前に、試料採取等対象物質毎に試料採取位置を示した試料採取地点図とともに土壤調査の計画を作成し、教育環境整備室に提出し、承諾を得たうえで、関係機関と協議を行い、調査計画内容を確認し必要に応じて調整する。

(5) 土壤ガス調査

土壤ガス調査は、(4)の調査計画に基づき、関係法令に規定する方法により土壤ガスを採取し、分析を行う。

なお、採取した土壌ガスから汚染が確認されかつ土壌ガスを採取した地点において地下水が確認された場合は、その地下水についても採取、分析を行うこと。

なお、土壌ガス調査において、土壌ガスが採取されずかつ地下水が確認された場合については、その地下水を採取、分析すること。

(6) 土壌ガスが検出された場合

土壌ガスが検出された場合、住宅管理課と協議のうえ、必要があれば対策等を行うこと。

(7) 土壌採取

土壌試料は、コンクリートや砕石を取り除いた後、地表から 0.05m 及び 0.05 から 0.5m までの土壌を採取する。地下配管が存在する地点では、その直下から 0.5m 区間の土壌を採取する。

また、掘削後は現状に復旧する。

(8) 土壌汚染が判明した場合の対策

土壌汚染が判明した場合、教育環境整備室と協議のうえ、必要であれば対策を行うこと。

(9) 解析

ア 分析結果の速報

速報については、本市開庁日の午前 9 時から午後 5 時までに、電話及びメールにより本市へ報告すること。

なお、本市閉庁時間に分析結果が判明した場合は、翌開庁日の正午までに本市へ報告すること。

イ 分析結果について

分析結果に基づく以下の資料を作成し、成果品と併せて提出すること。

- ・ 各種資料等の整理及び測定分析結果のとりまとめ
- ・ 測定分析結果に基づく汚染範囲の把握、汚染分布図の作成
- ・ 追加調査の検討・調査計画の作成

2 成果品

成果品の著作権は全て発注者に属するものとし、発注者の承諾を受けないで使用、貸与または公表してはならない。

- ・ 土壌調査報告書（地下水調査） A4・3部（電子データ CD 1部）
- ・ 作業記録写真
- ・ その他打合せ記録等（本市関係者、関係行政機関等）資料

位置図



航空写真



別表1 調査項目及び数量（計画）

項目	仕様	数量	単位
埋設物事前調査		54	箇所
位置測量		54	地点
舗装掘削	アスファルト舗装（駐車場）	14	箇所
土壌採取		54	箇所
土壌採取孔埋戻し		54	箇所
調査計画作成		1	件
報告書作成		1	件

※上記数量は想定数量です。

※地歴調査の結果等により調査内容・数量等に変更が生じます。

別表2 試料採取等調査対象物質

項目	仕様	数量	単位
土壌溶出量試験			
第二種特定有害物質			
	水銀及びその化合物	12	検体
	鉛及びその化合物	12	検体
	ほう素及びその化合物	12	検体
第三種特定有害物質			
	ポリ塩化ビフェニル	12	検体
土壌含有量試験			
第二種特定有害物質			
	水銀及びその化合物	12	検体
	鉛及びその化合物	12	検体
	ほう素及びその化合物	12	検体